

○学校法人中国学園役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成3年4月1日

改正 平成7年2月22日

平成14年4月1日

平成28年4月1日

令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人中国学園寄附行為第48条にもとづき理事、監事（以下「役員」という。）の報酬及び役員、評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、中国学園大学及び中国短期大学常勤職員が役員等を兼務するときは支給しない。

2 理事長の報酬は、12月の均等に分けて各月中に支給する。

3 その他の役員等の報酬は、6月1日及び12月1日のそれぞれの日に在任する者に対して、報酬年額の2分の1の額をその各月中に支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃及び日当、宿泊料とし、別表第2に定める額とする。ただし、外国旅行の場合における費用弁償については、そのつど理事長が定める。

3 理事会、評議員会の会議の招集に応じ、又は監査業務のため旅行する場合は、前項の規定にかかわらず、居住地の区分に応じ、出席した1日につき別表第3に定める額を支給する。ただし、監事が上記以外の書類及び帳簿等の監査業務のため出席した場合は、別表第3に定める役員に係る額に二を乗じた額を支給する。

第4条 中国学園大学及び中国短期大学の常勤職員である役員等にあつては、前条の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月22日）

この規程は、平成7年2月22日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（役員報酬額）

区分		報酬の額
役員	理事長	年額 2,700,000円
	副理事長	年額 300,000円
	理事	年額 150,000円
	監事	年額 150,000円

別表第2（費用弁償額）

役職名	鉄道賃	船賃	航空賃	日当	宿泊料（素泊まり 宿泊料金）
役員	県内普通車 県外指定席 50km以上急行料 100km以上特急料	上級の運 賃	実費支 給	1日につき 10,000円	実費支給 1泊に つき 目的地が東京23区 内 12,000円以内 目的地が東京23区 以外の県外 10,000円以内 目的地が県内 7,000円以内
評議員	県内普通車 県外指定席 50km以上 急行料 100km以上 特急料	上級の運 賃	実費支 給	1日につき 8,000円	実費支給 1泊に つき 目的地が東京23区 内 12,000円以内 目的地が東京23区 以外の県外

					10,000円以内 目的地が県内 7,000円以内
--	--	--	--	--	---------------------------------

別表第3 (会議の招集等の費用弁償額)

役職名	岡山市内	鉄道30km未満の地域	鉄道30km以上60km未満の地域	鉄道60km以上の地域
役員	10,000円	11,000円	12,000円	別表第2の鉄道賃・船賃に10,000円を加えた額
評議員	8,000円	9,000円	10,000円	別表第2の鉄道賃・船賃に8,000円を加えた額

備考 宿泊を必要とする場合は、上記の表の額と所定の宿泊料を加えた額とする。